

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

昭 和 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 松山・野尻・中向地域

(1) 現況

本地域は、只見川の支流野尻川流域の中流部平地にあり、比較的平坦な地域で稲作経営が行われている。近年では、耕作放棄地となった農地を再生し、そばやなたねの作付けが行われており一部では、六次産業化も進められている。また、耕作が難しくなった水田でのビオトープづくりや景観作物の作付けも盛んである。

一方で、本村が全域で抱える少子高齢化による担い手不足は深刻で、効率的な農業経営のための農地集積や農地の保全管理及び水路、農道の維持に地域が一丸となって取り組んでいく必要がある。また、水利が悪く、主農業である水稻栽培へ影響もあることから、これらを補正する取り組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号事業の推進を図り環境保全効果の高い営農活動推進を図ることとする。

2. 下中津川・小中津川地域

(1) 現況

本地域は、本村のほぼ中央に位置し、比較的平坦な農地が広がっている。本村のおよそ半数を耕作する農業生産法人もあり、個人農家も他地域と比べ大きな耕作面積を持つ者が多い。近年では、耕作放棄地を再生し、そばの作付けを行う集落営農が発足するなど、地域の農地の保全に対する意識は強い。

本地域は、他地域に比べ、本村の中心部ということもあり、若年層の居住が多い。本村が全域で抱える少子高齢化による担い手不足の解消を図るためにも、若年層の力は必要不可欠であり、農業生産活動や共同活動への積極的な参加の働きかけを行っていく必要がある。また、一部で水路の整備が十分でないことから、永続的な営農活動のためにもその対策が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号事業の推進を図り環境保全効果の高い営農活動推進を図ることとする。

3. 佐倉・喰丸・両原地域

(1) 現況

本地域は、本村を流れる野尻川の上流に位置し、分水嶺からの源流という地域特性を活かした水稻栽培が盛んである。環境負荷の軽減に配慮した水稻栽培を行っている農業者もおり、高付加価値な水稻栽培が行われている。

一方で、地域の中心となっている担い手の高齢化が深刻で、若い担い手の育成が急務である。効率的な農業経営のための農地集積や農地の保全管理及び水路、農道の維持に地域が一丸となって取り組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号事業の推進を図り環境保全効果の高い営農活動推進を図ることとする。

4. 大芦地域

(1) 現況

本地域は、本村で2番目に標高の高い地域である。主要作付け作物は、水稻である。本地域は、比較的大きな圃場が多く、効率的な営農を行える地域でもあり、村に唯一の農業生産法人も飼料米の団地を形成するなどの取り組みが見られる。

しかし、本村で最も高齢化率が高く過疎化が進んでいる地域でもあり、共同活動による水路や農道の維持を継続していくことは必須である。

また、鳥獣被害もあることから、休耕田の適切な保全管理や周辺の下草刈りなど、共同活動による取り組みは今後ますます重要になってくる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号事業の推進を図り環境保全効果の高い営農活動推進を図ることとする。

5. 小野川地域

(1) 現況

本地域は、本村で最も標高が高く、水稻の作付け品種も異なるなど、農業にとって必ずしも恵まれた地域ではない。しかしながら、その高冷山間地という地域特性を活かし、宿根カスミソウの栽培は盛んである。

また、地域内に多く自生する水芭蕉に目をつけ、周辺環境を整備し、毎年お祭りを開催するなど地域が一体となって取り組む活動にも積極的である。さらには、六次産業化に向けた加工施設を整備するなどの取り組みも行っている。

また、鳥獣被害もあることから、休耕田の適切な保全管理や周辺の下草刈りなど、共同活動による取り組みは今後ますます重要になってきており、農地の保全管理及び水路、農道の維持に地域が一丸となって取り組んでいく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号事業の推進を図り環境保全効果の高い営農活動推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	松山・野尻・中向区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	下中津川・小中津川区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	佐倉・喰丸・両原区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	大芦区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	小野川区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

※法第3条第3項第2号事業に取り組んでいることから、以下該当事項を追記

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団体の合計が1ha以上であれば対象農用地とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地することができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

昭和村全域（特定農山村法・山村振興法・過疎法の指定）

イ 対象農用地

・急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- ・自然条件により小区画・不整形な田
- ・村長の判断によるもの

ウ 緩傾斜農用地

・勾配が田で1/100以上で1/20未満、畑、草地で8度以上15度未満である農用地